



特定個人情報保護評価書に関する意見照会書

越市税第636号
令和2年(2020年)10月23日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会長 石川麗子様

越谷市長 高橋



特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項及び越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第3項の規定に基づき、以下の評価書について意見を求めます。

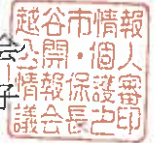
評価書の名称	個人住民税賦課に関する事務
意見照会の内容	特定個人情報保護評価書の適合性及び妥当性の審査について
所管課	行財政部市民税課
備考	住民に対するパブリックコメントは、令和2年9月1日から令和2年9月30日まで実施しました。



越 情 審 議 第 1 4 号
令和 2 年 (2020 年) 1 1 月 2 7 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 石 川 麗 子



特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性に関する第三者点検について（答申）

令和 2 年 1 0 月 2 3 日付け越市税第 6 3 6 号で意見照会のありました個人住民税賦課に関する事務における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の適合性・妥当性の審査については、特定個人情報保護評価指針（平成 2 6 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）に定める審査の観点に照らし審査したところ、当該評価書は適合性・妥当性ともに基準を満たしていると判断し、その内容を適当なものと認めます。

なお、実施機関には、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて、最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について更なる調査研究を重ね、適切な措置を講じて万全を期すとともに、事務を再委託するに当たっては、特定個人情報の取扱いについて特に留意することを要望します。